

## 金銭消費貸借契約書

貸主 (以下、「甲」という。)と 借主 (以下、「乙」という。)と 乙の (以下、「丙」という。)は、以下のとおり金銭消費貸借契約を締結した。

第1条 甲は乙に対し、本日、金 円を貸付け、乙これを借受け、受領した。

第2条 乙は甲に対し、前条の借入金 円を 年 月から 年 月まで毎月 日限り金 円也宛合計 回にわたり、甲に持参又は送金して割賦弁済する。  
ただし、最終回の弁済金は金 円とする。

第3条 利息は元金に対し年 パーセントの割合とする。

第4条 借入日を第1回とし、以後毎月 日までに翌月 日までの分を前払する。  
ただし、 年 月 日より、 年 月 日までの利息は借入時に支払う。

第5条 期限後又は期限の利益を失ったときは、以後完済に至るまで、乙は甲に対し、残元金に対する年 パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第6条 乙について次の事由の一つでも生じた場合には、甲からの通知催告がなくても、乙は当然に期限の利益を失い、直ちに元利金を支払う。

- ① 第2条の分割金又は第3条の利息を期限内に支払わないとき
- ② 住所変更の届出を怠るなど債務者が責任を負わなければならない事由によって、貸主に借主の住所が不明となったとき

第7条 連帯保証人 丙は、乙がこの約定によって負担する一切の債務について、乙と連帯して保証し、乙と連帯して履行の責を負う。

以上、本契約成立の証として、本書を三通作成し、甲乙丙は記名捺印のうえ、それぞれ一通を保管する。

年 月 日

(甲) 住所  
氏名 印

(乙) 住所  
氏名 印

(丙) 住所  
氏名 印